

自転車の安全利用五則を守りましょう。

5月は「自転車月間」です。交通ルールを守り、交通事故をなくしましょう。

茨城県

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は車両ですから、
車道を走るようにしま
しょう。



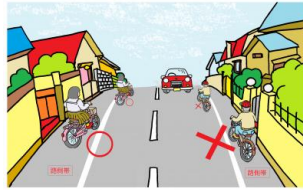
こんな時、こんな方は歩道を走れます。

- ①道路標識や道路標示によって通行することができる時
- ②13歳未満の子供、70歳以上の高齢者
- ③道路状況などから、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむをえないとき（道路工事や車道がせまいなど、危険がある場合）



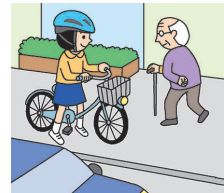
2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側
によって通行しまし
ょう。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を走るときは、す
ぐに止まれる速度で、
車道寄りを走りまし
ょう。



4 安全ルールを守る

交通ルールを守って、安全運転を心がけましょう。

二人乗りの禁止



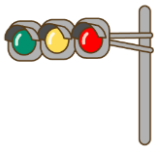
並進の禁止



夜間はライト点灯



信号を守る



交差点での安全確認



飲酒運転の禁止



5 子供は

ヘルメット
を着用

子供（13歳未
満）のヘルメ
ット着用は、
保護者の義務
です。



茨城県道路交通法施行細則で定められていること

携帯電話・スマートフォン・音楽
機器を使用しながらの運転禁止



かさをさしながら
の運転禁止



しっかりと自転車の
点検をしよう!!

<自転車点検のポイント>

「ぶたはしゃべる」

ブ	ブレーキ
タ	タイヤ
ハ	ハンドル
シャ	車体
ベル	ベル



茨城県交通安全キャラクター
「ストップ君」

